

第4節

SECTION 4

沖縄に所在する在日米軍施設・区域

Defense of Japan

沖縄は、先の大戦で、住民を巻き込んだ地上戦が行われた地であり、本土と異なり、米軍が単独で占領した。その後、朝鮮戦争の勃発^{ぼっぱつ}などの東アジア情勢にかんがみ、1950年代を中心に米軍により土地が接収され、基地が整備された。このような歴史的経緯により、基地、演習場、後方支援施設などが県内に所在している。

沖縄は、東アジアの各地域に対して、米本土やハワイ、グアム島からよりも距離的に近い¹⁾ため、この地域内で緊急な展開を必要とする場合に、迅速な対応が可能である。また、わが国の周辺諸国との間に一定の距離があるという地理上の利点を有しており、これらが、緊急事態への一次的な対処を担当する海兵隊をはじめとする米軍が沖縄に駐留する主な理由として考えられる。

他方、沖縄県に在日米軍施設・区域が集中し、県民生活に多大の影響が出ているのも事実であり、その整理・統合・縮小をはじめとする沖縄に関連する諸課題については、内閣の最重要課題の一つとして政府を挙げて取り組んでいる。防衛庁も、従来から、日米安保条約の目的達成と地元の要望との調和を図りつつ、問題解決のため様々な施策を行い、鋭意努力してきている。

なかでも、日米両国政府がまとめた「沖縄に関する特別行動委員会」(SACO) Special Action Committee on Okinawa 最終報告の内容を着実に実現することが、沖縄県民の負担軽減のためには最も確実な道であると考えており、引き続き、その的確かつ迅速な実現に向けて努力を続けており、本年2月に実施された日米安全保障協議委員会 (SCC) Security Consultative Committee においても、その重要性が改めて確認されている。

本節では、沖縄に所在する在日米軍施設・区域に関する政府の取組について説明する。

1 SACO設置以前における整理・統合・縮小への取組

72(昭和47)年、沖縄の復帰に伴い、政府は、日米安保条約に基づき、83施設、約278km²を在日米軍施設・区域(専用施設)として提供した。一方、沖縄県に在日米軍施設・区域が集中し、地域の振興開発や計画的発展に制約が生ずるとともに、県民生活に多大の影響が出ているとして、その整理・縮小が強く要望されてきた。

このような状況を踏まえ、日米両国は、地元の要望の強い事案を中心に、整理・統合・縮小の努力を継続的に行ってきた。72(同47)年の佐藤・ニクソン共同発表における確認事項²⁾を踏まえ、73(同48)年、74(同49)年、76(同51)年の日米安全保障協議委員会(SCC)において、沖縄県における在日米軍施設・区域の整理統合計画が了承された。また、90(平成2)年、いわゆる23事案³⁾については、返還に向けて必要な調整・手続を進めることにつき、日米合同委員会で合意した。一方、県民の強い要望である、いわゆる沖縄3事案³⁾についても、95(同7)年の日米首脳会談での意見の一致により、解決に向けて努力することになった。

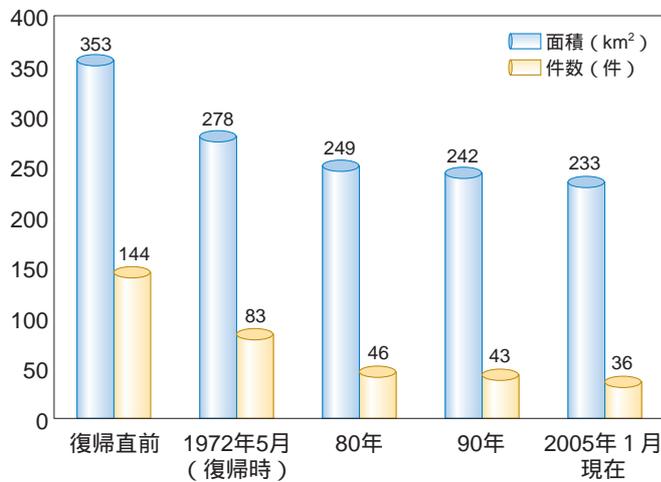
以上のような取組の結果、沖縄復帰時に83施設、約278km²であった在日米軍施設・区域(専用施設)は、本年1月現在、36施設、約233km²となっている。しかしながら、依然、面積にして在日米軍施設・区域(専用施設)の約75%が沖縄県に集中し、県面積の

1) 「在沖米軍施設・区域、特に人口密集地域及び産業開発と密接な関係にある地域に所在するものが、復帰後できる限り整理縮小されることが必要である。」(佐藤総理)こと「双方に受諾し得る施設・区域の調整を日米安保条約の目的に沿いつつ復帰後行うに当たって、これらの要素は十分に考慮する。」(ニクソン大統領)こと

2) 資料62(p411)参照

3) 那覇港湾施設の返還、読谷補助飛行場の返還、県道104号線越え実弾射撃訓練の移転

沖縄に所在する在日米軍施設・区域（専用施設）の件数及び面積の推移



約10%、沖縄本島の約18%を占めている状況となっている。

2 SACO設置以降の在日米軍施設・区域にかかわる問題解決への取組

SACO設置などの経緯

95（平成7）年に起きた不幸な事件¹⁾や、これに続く沖縄県知事の駐留軍用地特措法に基づく署名・押印の拒否などを契機として、全国的にも沖縄に関する諸問題に対する世論の関心が高まった。

政府は、沖縄県民の負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきであるとの考えの下、沖縄県の将来発展のため、在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払うとともに、振興策についても全力で取り組むこととした。そして、沖縄県に所在する在日米軍施設・区域にかかわる諸課題を協議する目的で、同年、国と沖縄県との間に「沖縄米軍基地問題協議会」を、また、日米間にSACOを設置した²⁾。

その後、約1年をかけて集中的な検討が行われ、96（同8）年、いわゆるSACO最終報告³⁾が取りまとめられた。

SACO最終報告の概要

SACO最終報告の内容は、土地の返還（普天間飛行場など計6施設の全部返還、北部訓練場など5施設の一部返還）、訓練や運用の方法の調整（県道104号線越え実弾射撃訓練の本土演習場での分散実施など）、騒音軽減、地位協定の運用改善である。SACO最終報告が実施されることにより返還される土地は、沖縄県に所在する在日米軍施設・区域の面積の約21%（約50km²）に相当し、復帰時からSACO最終報告までの間の返還面積約43km²を上回るものとなる。

政府は、96（同8）年、SACO最終報告について、法制面や経費面を含め、適切な措置を講ずることを閣議決定した。防衛庁は、閣議決定の趣旨を踏まえ、関係省庁とも協力しつつ、引き続き米側と緊密に協議し、その実施に取り組んできた。

SACO最終報告の進捗状況

SACO最終報告の実現に取り組んできた結果、土地の返還については、安波訓練場、

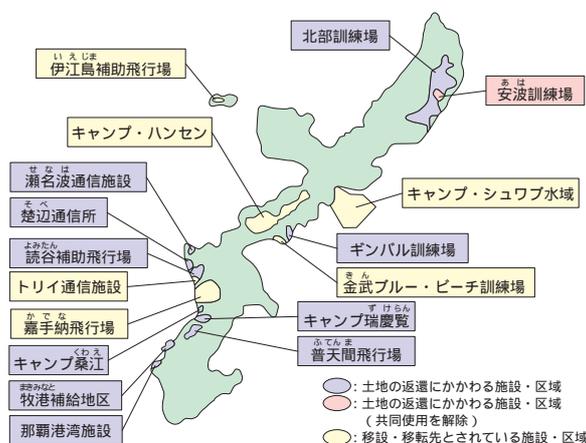
1) 95（平成7）年9月4日の事件（防衛年表参照）

2) その他、在日米軍施設・区域にかかわる問題解決への取組

「沖縄問題についての内閣総理大臣談話」（96（平成8）年間議決定）に基づき、国と沖縄県の協議母体として、内閣官房長官が主宰（01（同13）年の第16回協議会からは沖縄及び北方対策担当大臣が主催）する「沖縄政策協議会」が設置され、沖縄に関連する基本政策を協議
沖縄米軍基地所在市町村の今後のあり方を展望していくため、96（同8）年、内閣官房長官の懇談会として「沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会」が開催され、政府は、同懇談会からの提言を受け、さらに有識者からの助言を踏まえ、各種事業を実施

3) 資料63（p412）参照

SACO 最終報告関連施設・区域



キャンプ桑江の一部（北側：約38ha）の返還が実現したほか、普天間飛行場の返還など8事案について地元の了解が得られ、その一部について移設工事を行っているなど、11事案のうち9事案が着実に進捗している。また、土地の返還以外の案件についても、そのほとんどが実現している。

防衛庁は、今後とも沖縄県知事などの考えを十分に聞き、地元の理解と協力を得ながら、SACO最終報告の実現に向け、最大限の努力を払っていくこととしている。

(1) 普天間飛行場の返還

普天間飛行場は、市街地にあり危険であるとの沖縄県民の強い返還要望を出発点として、日米間で首脳レベルによる交渉を行った結果、県内に施設を移設し返還することを合意した。沖縄県知事は、代替施設の候補地の検討を続けてきた結果、99（同11）年、移設候補地を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」に決定した旨を表明し、名護市に理解と協力を要請した。これを受け、同年、名護市長が受入れを表明した。

こうした中、沖縄県と地元からは、住民生活や自然環境への特別の配慮、代替施設の使用期限の設定、移設先と周辺地域の振興、沖縄県北部地域の振興と駐留軍用地跡地の利用促進などの要望が寄せられている。

政府は、こうした経緯や要望を踏まえ、同年、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」⁴を閣議決定し、今後の取組方針を明らかにした。

この閣議決定に基づき、代替施設については、規模、工法、具体的建設場所など基本計画策定に必要な事項について、政府、沖縄県などの地元地方公共団体との間で協議を行う「代替施設協議会」が00（同12）年に設置され、基本計画の策定に向けて鋭意協議が進められた。その結果、02（同14）年7月、「普天間飛行場代替施設の基本計画」が策定された。

また、代替施設について、地域の住民生活と自然環境に著しい影響を及ぼすことのないよう最大限の努力を行いつつその円滑な建設を推進することを目的として、政府、沖縄県などの地元地方公共団体との間で協議を行う「代替施設建設協議会」が、03（同15）年に設置され、その円滑な建設の推進について協議を行っている。防衛庁は、同協議会での議論も踏まえ、代替施設の基本計画の着実な実施に取り組んでおり、環境影響評価については、昨年4月から環境影響評価方法書に係る手続を開始している。また、建設場所が非常に複雑な地形であることから、代替施設の護岸構造の検討に必要なデータ⁵の

4) 資料64 (p415) 参照

5) 海底の地形・地質、気象、波浪などのデータ

普天間飛行場代替施設の基本計画

普天間飛行場代替施設の基本計画について

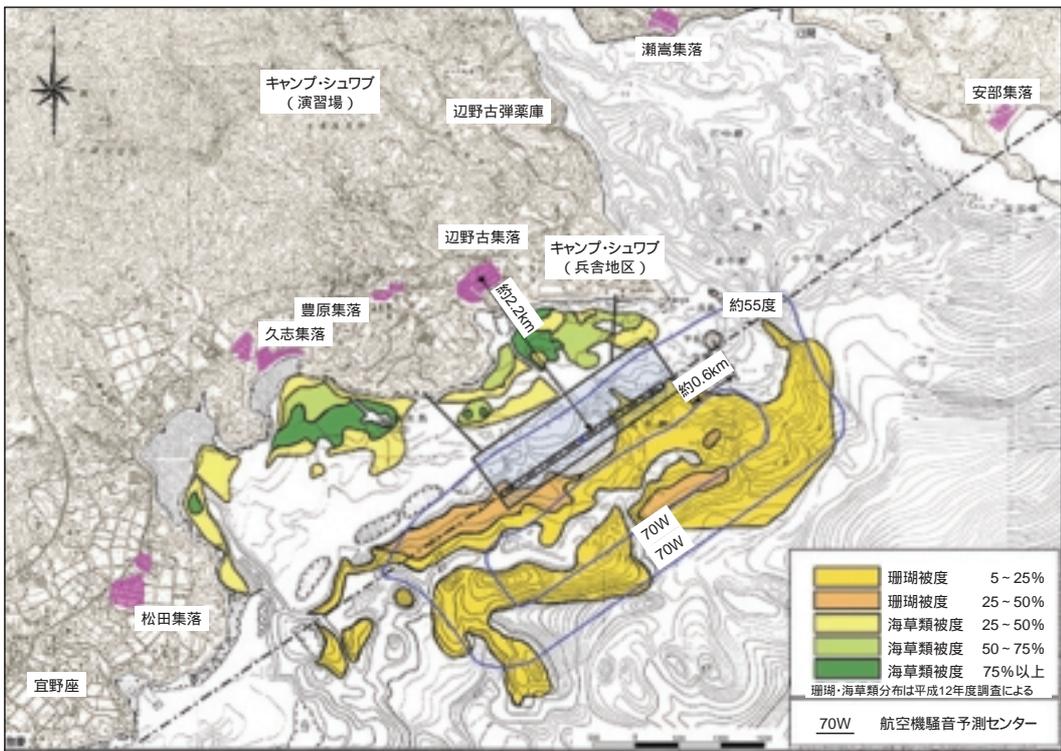
平成14年 7月29日

「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(平成11年12月28日閣議決定)に基づき、普天間飛行場代替施設の基本計画を次のとおり定める。

- 1 規模
 - (1) 滑走路
 - ア 普天間飛行場代替施設(以下「代替施設」という。)の滑走路の数は、1本とする。
 - イ 滑走路の方向は、おおむね真方位N55 Eとする。
 - ウ 滑走路の長さは、2,000メートルとする。
 - (2) 面積及び形状
 - ア 代替施設本体の面積は、最大184ヘクタールとする。
 - イ 代替施設本体の形状は、おおむね長方形とする。長さ約2,500メートル、幅約730メートルとする。
- 2 工法
 代替施設の建設は、埋立工法で行うものとする。
- 3 具体的建設場所
 代替施設の具体的建設場所は、辺野古集落の中心(辺野古交番)から滑走路中心線までの最短距離が約2.2キロメートル、平島から代替施設本体までの最短距離が約0.6キロメートルの位置とする。(別図参照)

なお、同位置については、海底地形調査に基づく設計上の考慮や環境影響評価等を踏まえ、最終的に確定する。
- 4 環境対策
 代替施設の建設に当たっては、環境影響評価を実施するとともに、その影響を最小限に止めるための適切な対策を講じる。

別図(代替施設の具体的建設場所)



収集を目的とした現地技術調査を03(同15)年4月から実施⁶⁾している。

さらに、政府は、沖縄県などの地元地方公共団体との間で「移設先及び周辺地域振興協議会」や「北部振興協議会」を設置し、移設先を中心とする沖縄県北部地域の振興などを協議し、各種の事業を採択している。また、同様に「跡地対策協議会」を設け、駐留軍用地跡地の利用の促進について協議を行っている。

(2) 那覇港湾施設の返還

那覇港湾施設の移設・返還について、移設予定地とされた浦添市では、01(同13)年11月、市長が移設受入れを表明した。これを受け、政府と地元地方公共団体との間に、

6) 地形調査は03(平成15)年4月から開始し同年7月に終了

気象調査は03(同15)年6月から観測中

地質及び海象調査は昨年9月から作業を開始し、海象調査は昨年12月から機器を設置した箇所より観測中

「那覇港湾施設移設に関する協議会」(移設協議会)などを設置し、同港湾施設の移設・返還を円滑に推進するための協議を進めている。

なお、03(同15)年3月、同港湾施設の移設予定地である那覇港浦添埠頭地区を含む那覇港港湾計画が改訂されたことから、同年7月の日米合同委員会において、95(同7)年に合意されていた代替施設の位置と形状の修正合意が行われた。また、本年1月に開催された第8回移設協議会において、今後も移設に関連する諸措置について協議を行っていくことが確認された。

防衛庁は、今後とも、同協議会などの場で、代替施設の整備と民間港湾の整備計画との整合を図りつつ、関係機関と協議を進め、同港湾施設の移設・返還の実現に向けて取り組んでいくこととしている。

(3) 北部訓練場のヘリコプター着陸帯の移設

北部訓練場のヘリコプター着陸帯の移設について、関係する^{くがみ}国頭村と^{ひがし}東村の理解が得られ、7か所のヘリコプター着陸帯の移設などの後、北部訓練場の過半を返還することを、99(同11)年の日米合同委員会で合意した。

防衛庁は、沖縄本島北部の自然環境の保全に十分配慮するとの観点から、平成10年度から平成11年度にかけて、ヘリコプター着陸帯の移設候補地とその周辺などで環境調査を行った。その結果、この調査区域に、特記すべき野生生物の種⁷が多数確認されたことから、より自然環境に与える影響が少ない移設先候補地の有無などを調査するため、環境調査を継続する必要があると判断し、02(同14)年11月から昨年3月にかけて調査を実施し、現在、調査結果を踏まえ、ヘリコプター着陸帯の移設などが自然環境に与える影響などについて評価中である。

ヘリコプター着陸帯の移設などに当たっては、自然環境に与える影響を最小限にとどめるため、今後とも、環境省、沖縄県など関係機関との調整を図りつつ、適切に対応していくこととしている。

(4) 県道104号線越え実弾射撃訓練の本土移転

沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施は、本土5演習場において、関係地方公共団体などの理解と協力を得て、平成9年度から行われている⁸。今後も防衛庁は、実弾射撃訓練が円滑にできるよう努力していくこととしている。

7) 国又は沖縄県指定の天然記念物と「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物」(00(平成12)年環境庁)又は「沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物」(96(同8)年沖縄県)などに記載されている種

8) 本年度は、7月に東富士、9月に矢白別(やうすべつ)、11月上旬から12月上旬に北富士、来年1月中旬から2月中旬に日出生台(ひじゅうだい)の各演習場で訓練が行われる予定である。



本土(王城寺原演習場)で実弾射撃訓練を行う在日米軍(昨年11月)

SACO 最終報告の進捗状況

1 土地の返還

施設名など	進 捗 状 況
普天間飛行場	<ul style="list-style-type: none"> 99（平成11）年12月、移設に係る政府方針について閣議決定 00（同12）年8月、「代替施設協議会」を設置 02（同14）年7月、第9回「代替施設協議会」で基本計画（案）を決定し、同日、政府において基本計画を決定 03（同15）年1月、「代替施設建設協議会」を設置 03（同15）年4月、現地技術調査開始 昨年4月、環境影響評価手続開始 昨年9月、地質調査（ボーリング調査など）及び海象調査の作業開始
北部訓練場	<ul style="list-style-type: none"> 99（同11）年4月、7か所のヘリコプター着陸帯を移設などの後、返還することで日米合同委員会合意 01（同13）年1月、環境調査の概要などを公表 02（同14）年6月、継続環境調査の実施区域などを発表 02（同14）年11月～昨年3月、継続環境調査 現在、ヘリコプター着陸帯の移設などが自然環境に与える影響などについて評価中
安波訓練場	<ul style="list-style-type: none"> 98（同10）年12月、全部返還済み（共同使用の解除）
ギンバル訓練場	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き調整中
楚辺通信所	<ul style="list-style-type: none"> 99（同11）年4月、アンテナ等の通信設備を含む通信システムなどのキャンプ・ハンセンへの移設後、返還することで日米合同委員会合意 現在、移設工事实施中（01（同13）年9月～）
読谷補助飛行場	<ul style="list-style-type: none"> 99（同11）年10月、パラシュート降下訓練の移転について日米合同委員会合意 02（同14）年10月、楚辺通信所の移設完了後、返還することで日米合同委員会合意
キャンプ桑江	<ul style="list-style-type: none"> 02（同14）年7月、青少年センター提供済み 03（同15）年3月、北側部分（約38ha）返還済み 本年1月、海軍病院などの移設・整備について日米合同委員会合意 現在、海軍病院の設計実施中（本年3月～）
瀬名波通信施設	<ul style="list-style-type: none"> 02（同14）年3月、アンテナ等を含む通信システムなどのトリイ通信施設への移設後、大部分返還することで日米合同委員会合意 現在、移設工事实施中（03（同15）年12月～）
牧港補給地区	<ul style="list-style-type: none"> 国道58号線拡幅について、関係機関と引き続き調整中
那覇港湾施設	<ul style="list-style-type: none"> 01（同13）年11月、「那覇港湾施設移設に関する協議会」など3協議会を設置 03（同15）年1月、第4回「那覇港湾施設移設に関する協議会」で代替施設の位置・形状案を確認 03（同15）年7月、平成7年の日米合同委員会において合意された代替施設の位置・形状について修正合意
住宅統合	<ul style="list-style-type: none"> （第一段階・ゴルフレンジ地区） 99（同11）年4月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意 02（同14）年7月、高層住宅2棟提供（一部付帯施設は工事中） （第二段階・サダ地区） 02（同14）年2月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意 本年3月、建物工事了 （第三段階・北谷東地区） 昨年3月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意 現在、建物工事实施中（本年3月～） （第四段階・普天間地区及びアップパープラザ地区） 本年3月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意 現在、設計実施中（本年3月～）

2 訓練及び運用の方法の調整

事 項	進 捗 状 況
県道104号線越え実弾射撃訓練	<ul style="list-style-type: none"> 平成9年度に本土の5演習場に移転済み
パラシュート降下訓練	<ul style="list-style-type: none"> 00（同12）年7月以降、伊江島補助飛行場において移転訓練を実施

3 騒音軽減措置の実施

事 項	進 捗 状 況
KC-130航空機の岩国飛行場への移駐	<ul style="list-style-type: none"> 97（同9）年2月、山口県、岩国市及び由宇町は移駐受入容認
嘉手納飛行場の海軍駐機場の移転	<ul style="list-style-type: none"> 03（同15）年7月、沖縄市は移転について了承 現在、移転先における施設整備に係る基本検討を実施中
嘉手納飛行場における遮音壁の設置	<ul style="list-style-type: none"> 00（同12）年7月、提供済み

9) 正式名称は「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」

10) 大規模跡地の円滑な利用を促進し、市街地の計画的な開発整備などに長期間を要することに伴う所有者などの負担の軽減を図ることを目的とした大規模跡地給付金及び特定跡地の円滑な利用を促進し、原状回復に相当の期間を要することに伴う所有者などの負担の軽減を図ることを目的とした特定跡地給付金

駐留軍用地跡地利用への取組

防衛庁は、駐留軍用地の返還に当たり、従前より、建物、工作物の撤去などの原状回復措置や駐留軍用地返還特措法⁹⁾に基づき、跡地の所有者などに対する給付金の支給などの措置を行ってきた。

また、01(同13)年12月に沖縄県及び沖縄担当大臣などで構成する跡地対策準備協議会において取りまとめられた「普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等に係る取組分野ごとの課題と対応方針」などを踏まえ、汚染の除去などの原状回復措置などを行っている。

さらに、02(同14)年4月に施行された沖縄振興特別措置法に基づき、大規模跡地又は特定跡地に指定された跡地の所有者などに対し、給付金¹⁰⁾を支給することとなる。なお、03(同15)年10月には、「キャンプ桑江北側地区等」が、特定跡地として指定された。

防衛庁としては、今後とも、関係府省及び県や市町村と連携・協力して、跡地利用の促進と円滑化などに取り組んでいくこととしている。